比較法研究所50周年記念

第二の創世記

-高まる比較法研究所の社会的使命--

早稲田大学法学学術院長・法学部長 上 村 達 男

日本はその昔、唐律を輸入し韓非子を学び、日本の法制度を確立させて いった歴史を有するが、明治以後の近代化のための法制確立のために、主 として欧州の法制度を徹底的に学んできた。日本の法典編纂がお雇い外国 人の力を直接に借りて実施されてきたことも周知のことである。他方で、 明治以後の日本の大学、とりわけ私学は比較法研究大学であり、私学にと って学問の中心は比較決学であった。中央大学は英吉利法律学校、法政大 学はフランス法律学校、日大、専修大は英米法研究学校からスタートし た。明治大学は明治法律学校だが創立者の岸本辰雄はフランス法を学んで いた。当時はこれらを英語の授業で学ぶことも多かったようで、これらは 今で言えば大学院法学研究科のような存在であったろう。早稲田大学建学 の母とされる小野梓は英国公法の専門家であり、自立する個なくして国家 の自立はあり得ないと説いたのである。日本の大学はそうしたものとして 125周年であったり、150年であったりするのである(決してイタリアの旧 い大学のようなものが日本に旧くなかったわけではない一大きな寺の講堂や高 野山、足利学校や各藩の藩校の学問水準は高く、日本の大学の歴史が精々150年 であるかの議論に日本人自身が馴染んでいることは遺憾である)。

日本の近代大学は比較法研究大学からスタートしたが、その後大学の大 衆化が進み法学部はむしろ多くの実学的な学部の一部となり、法学部自身 も法学研究、法曹養成よりはジェネラリスト養成学部として官僚他のつぶ

2 比較法学 42 巻 1 号

しのきく人材養成を担ってきたといってよい。まさにこの間の法学部の歴 史は、比較法研究大学の性格を薄める歴史であったと言っても過言でない ように思われる。

たしかに戦後の貧しい日本は、法やルール・規範よりも経済一点張りであり、外国法を懸命に学ぶことを社会が必要としてこなかったのであろう。ただし、日本の外国法を謙虚に学ぶという良き伝統は、法律研究者の世界には脈々と受け継がれてきており、学会レベルでの外国法研究の水準は世界的に見てもきわめて高く、多くの学問的財産の蓄積を見てきたのである。とりわけ早稲田大学が、昭和30年代半ばに比較法研究所を設立したことは特筆すべきことである。

その早稲田大学比較法研究所が今日,第二の創世記とも言うべき新たな大きな社会的使命を担うべき立場にある,と考えるのは一私の専門に関するが一今日の法律学が,「法人」と「市場」という,人間相互の関係を大きく破壊しかねない取り扱い危険物と真っ正面から取り組まなければならなくなってきたことと関係する。法人はそれを人間並みに扱いすぎることで「個」の領域を土足で侵す危険を常に有する。市場はヒトとヒトの関係をモノとモノの関係に変えてしまい,人間が制御不能な状況を平気で作り出す。欧州もアメリカもこれでは散々失敗を経験してきた。法人・団体・結社に警戒的な欧州の企業法制は資本市場に対して一定の距離を保つ姿勢と一体である。アメリカも欧州とは異なった行き方を取っているとはいえ、相当程度欧州の個人中心の発想を維持してきている。

例えば、この分野でもっとも経験豊富な英国で、シティの自主ルールは制定法以上の権威を有している場合がある。ここでのジェントルマンズ・ルールの権威を理解しようとしても、レピュテーションリスクがあるから(日本の!!)企業も悪いことをしないはず、などというナンセンスな言説がまかり通る日本の最近の学問水準では歯が立たないはずだ。1986年の金融サービス法制定まで包括的な制定法としての業者法を持たない英国の制度を「比較法」的に分析・理解することは容易ではない。その国の社会的背

畳や蓄積されてきた規範意識をも射程に入れなくては比較法研究をしたこ とにならない時代がとうに来ているのである。民法も刑事法も労働法も紛 争処理法も一切の法律学が、法人と市場を相手にした場合にどうするか、 という問いを突きつけられている。これらの各法分野固有の論理にとっ て、こうした問題意識は切実である。アメリカも、例えば会社法とは何か を知ろうとするだけで複雑な学問的操作を必要とする時代だ。

今,早稲田大学に比較法研究所がなかったら、と想像するだに空恐ろし い。私は常日頃よりもしそうだったら、今早稲田大学に比較法研究所を設 立する運動をしなければならなかったろうと言い続けている。比較法研究 所の第二の創世記にあたって、金融・資本市場・大規模公開株式会社が大 活躍しても耐えうる法の総合力を高めるために、欧米のこれらの制度が 「現実に動いている」社会の規範意識や運営ノウハウの研究に至る, 真の 比較法学という名にふさわしい総合社会科学探求の「るつぼ」となること を, 比較法研究所自身が力強く宣言すべきだろう。